

九州大学学生懲戒処分規程

平成26年度九大規程第161号
制定：平成27年 3月30日
最終改正：令和 元年 7月30日
(令和元年度九大規程第17号)

(目的)

第1条 この規程は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号。以下「学部通則」という。）第37条及び九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）第40条に規定する懲戒に関し手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の種類及び内容)

第2条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 6箇月以内の一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

2 前項第2号に規定する停学のうち、6箇月以内の停学は有期停学と称し、確定期限を付すものとし、6箇月を超える停学は無期停学と称し、確定期限を付さないものとする。

(嚴重注意)

第3条 学生が、前条に規定する懲戒に至らない程度の行為を行った場合は、口頭又は文書により、嚴重注意を行うものとする。

(定期試験等における不正行為)

第4条 定期試験等における不正行為は、基幹教育院、学部及び学府が別に定める不正行為の取扱い等によるものとする。

(事案の報告)

第5条 学部又は学府の長（以下「学部長等」という。）は、当該部局に所属する学生について、懲戒又は嚴重注意（以下「懲戒等」という。）の対象となる事案が生じた場合は、速やかに事実関係を把握し、総長に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ハラスメントに係る事案については、別に定めるところにより、九州大学ハラスメント委員会（以下「ハラスメント委員会」という。）が事実関係を把握し、総長に報告するものとする。

(謹慎)

第6条 学部長等は、前条に定める事案が発生した場合において、当該事案に関与した学生及び他の学生への影響を踏まえ、学部又は学府における円滑な教育活動に支障が生じると判断した場合には、第10条に規定する懲戒等の処分の決定前に、当該事案に関与した学生に対し、謹慎を命じることができる。

2 謹慎の間は、学生としての活動を制限するものとし、当該謹慎の期間は、停学期間に算入することができるものとする。

(調査委員会等)

第7条 学部長等は、第5条第1項の報告の後、速やかに調査委員会を設置して、事実関係の調査及び当該学生からの事情聴取を行うものとする。

2 前項に規定する事情聴取において、当該学生が事情聴取に応じない場合は、学部長等は、総長の許可を得た上で、当該学生からの直接の事情聴取を行わないことができるものとする。

3 第1項に規定する事情聴取において、刑事訴訟法上の身柄拘束その他のやむを得ない理由によって当該学生から事情聴取ができない場合は、学部長等は、総長の許可を得た上で、弁護人等を通じて当該学生から事情聴取を行うことができるものとする。

4 第5条第2項に該当する事案の場合は、別に定めるところにより、ハラスメント委員会が、

事実関係の調査及び当該学生の事情聴取を行うものとする。

- 5 総長は、第5条の報告を受け、必要に応じて、学部長等に対して調査委員会に他の部局の教員等を加えること又は合同での調査委員会の設置を命じることができる。
- 6 調査委員会及びハラスメント委員会は、第1項、第3項又は第4項に規定する事情聴取に際し、当該学生に対して、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 7 調査委員会及びハラスメント委員会は、事実関係の調査及び事情聴取(第2項の場合を除く。)の結果に基づき、調査報告書を作成し、学部長等に報告しなければならない。

第8条 学部長等は、前条第5項の調査報告に基づき、当該学生に対する懲戒等の種類及び内容について、教授会に付議し、意見を聴くものとする。

- 2 学部長等は、当該学生に対する懲戒等の種類及び内容について、教授会の意見を付して、総長に上申するとともに、必要と認めるときは、前条第5項の調査内容を当該学生に告知するものとする。

第9条 総長は、前条第2項の学部長等からの上申を受け、当該学生に対する懲戒を必要と認めるときは、速やかに学生支援委員会に懲戒の処分の要否及び処分を要する場合の内容について審査を付議するものとする。

- 2 学生支援委員会は、懲戒の処分の要否及び処分を要する場合の内容について審議し、その結果を総長に報告するものとする。
- 3 総長は、前条第2項の学部長等からの上申を受け、必要と認めるときは、当該学部長等に対して再調査等を命じることができる。

(懲戒処分の決定)

第10条 総長は、学生支援委員会の審議の結果、懲戒処分の必要があると認めるときは、懲戒処分を決定するものとする。

- 2 総長は、前項の決定に基づき、学部長等に対して当該処分の内容を通知するとともに、処分の執行を命ずるものとする。
- 3 総長は、第8条第2項の学部長等からの上申を受け、懲戒に至らないと判断した場合で、厳重注意が必要であると認めるときは、学部長等に対して、厳重注意を行うよう命ずるものとする。

(懲戒等処分の手続)

第11条 学部長等は、前条第2項の総長の命に基づき、当該学生に対して処分通知書(別記様式第1号)を交付し、処分の内容を通知するものとする。

- 2 学部長等は、前条第3項の総長の命に基づき、当該学生に対して、口頭又は文書により、厳重注意を行うものとする。
- 3 学部長等は、前2項により懲戒等の処分の通知を行った場合は、教授会にその旨を報告するものとする。
- 4 懲戒等の処分の効力は、処分通知書を学生に交付したとき、又は口頭により通知した時点で発生するものとする。
- 5 懲戒処分を受けるべき者の所在が分からない場合は、民法(明治29年法律第89号)第98条第2項の方法により公示し、同条第3項により公示された日から2週間経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(停学期間)

第12条 懲戒の処分による停学期間の計算は、暦日計算によることとし、期間の起算は処分の効力発生日の翌日から起算する。

- 2 停学期間は、学部通則第3条、大学院通則第4条及び第5条に定める在学期間を含め、学部

通則第2条、大学院通則第2条及び第3条に定める修業年限及び標準修業年限に含めない。ただし、停学期間が2箇月以内であって学部長等が教育上必要であると認めた場合は、修業年限及び標準修業年限に含めることができるものとする。

(再審査の申立て)

第13条 懲戒処分の通知を受けた学生は、当該処分の内容に事実の誤認がある場合、又は新たな事実の発見その他正当な理由がある場合は、総長に対して書面をもって再審査を申立てることができる。

2 前項に規定する再審査の申立ては、当該学生が懲戒処分の告知を受けた翌日から起算して30日以内に、総長に対して、書面をもって行うものとする。

3 総長は、懲戒の処分を受けた学生から再審査の申立てがあった場合は、学生支援委員会に対して再審査を命ずるものとする。

4 前項による再審査の手続は、第9条から第11条までの規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「前条第2項の学部長等からの上申を受け、当該学生に対する懲戒を必要と認めるときは」とあるのは、「学生からの再審査の申立てがあったときは」と、第9条第3項中「前条第2項の学部長等からの上申」とあるのは、「学生からの再審査の申立て」と、第10条第3項中「第8条第2項の上申」とあるのは、「再審査の結果」と読み替えるものとする。

(無期停学処分の解除)

第14条 学部長等は、無期停学の処分を受けた学生について、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、当該処分の解除が妥当であると認めた場合は、教授会の議を経て、処分の解除を総長に上申することができる。

2 前項の規定による上申があった場合においては、第9条から第11条までの規定を準用する。この場合において、総長が処分の解除を決定した場合の当該学生に対する処分の解除の通知は、処分解除通知書(別記様式第2号)により行うものとする。

(懲戒等に関する情報の取り扱い)

第15条 懲戒等の処分を受けた学生の氏名、学生番号、懲戒等の事由等は、総長が必要と認めた場合を除き、関係者以外には公表しないものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒等に関し必要な事項は、学生支援委員会の議を経て、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年度九大規程第23号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年度九大規程第68号)

この規程は、平成28年2月6日から施行する。

附 則(平成29年度九大規程第132号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年度九大規程第17号)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

様式第1号

処分通知書

年度入学
○○学部○○学科 年
(○○学府○○専攻 年)
学生番号
氏 名

九州大学学部通則第37条(九州大学大学院通則第40条)の規定により、 に処する。(停学期間 年 月 日～ 年 月 日)

年 月 日
九州大学総長



(注) 停学処分の場合は、「停学(無期)」又は「停学(月)」と明記し、有期停学の場合は期間も明記する。

様式第2号

処分解除通知書

年度入学
○○学部○○学科 年
(○○学府○○専攻 年)
学生番号
氏 名

九州大学学部通則第37条(九州大学大学院通則第40条)の規定により、 年 月 日から懲戒として処した停学(無期)を、 年 月 日をもって解除する。

年 月 日
九州大学総長

